

平成25年6月

各 位

愛知県中央信用組合

## 不祥事件の発生及び決算遡及修正について

この度、誠に遺憾ながら、当組合において不祥事件が発生いたしましたのでご報告申し上げます。またこの不祥事件により過去三か年の決算を遡及修正いたしましたので併せてご報告申し上げます。

社会的、公共的役割を担い、信用を第一とする金融機関として、このような不祥事件を発生させましたことを深く反省するとともに、お取引をいただいているお客様にご心配をおかけいたしますこと、心より深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 不祥事件の概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 事 故 者 | 当組合元職員（52歳・男性・支店長）   |
| (2) 事件の概要 | 当組合元職員が、取引先より受領した手形が融通手形であると認識していたにもかかわらず、その事実を本部審査部に報告せず割引を実行していました。また同元職員は、取引先の内容虚偽の決算書及び注文書の作成に助言を求められ、担当を離れた後も応じていました。 |
| (3) 発 覚 日 | 平成24年11月 8日  |
| (4) 発覚の端緒 | 当組合の内部調査の過程において、事故者自ら事件内容の報告書を提出したことにより発覚しました。   |
| (5) 発生時期  | 平成21年12月30日～平成24年11月 8日  |
| (6) 事故金額  | 579,700,000円（被害額）  |

#### 2. 決算遡及修正の概要

上記不祥事件により、当組合の平成21年度、22年度、23年度の三か年の決算遡及修正による平成24年度の期首における純資産に対する累積的影響額は▲1,172,795千円となりました。なお平成24年度決算においては418百万円の当期利益を計上し自己資本比率も7.99%あり、健全性に問題はありません。

#### 3. 関係機関への届出等

不祥事件発覚後、速やかに東海財務局へ報告・届出を行いました。また名古屋地検へ刑事告訴しています。

4. 関係者の処分

当該元職員につきましては、平成25年 1月10日付で懲戒解雇としました。また、役員及び本件に関する管理監督者につきましても厳正な処分を実行しました。

5. 再発防止策

今回の不祥事件の発生を厳粛に受け止め、このような事態が二度と発生しないよう再発防止策を策定し、法令等遵守態勢と内部管理態勢の充実・強化を図り、信頼回復に向け役職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

6. 本件に関するお問い合わせ先

愛知県中央信用組合 お客様相談室

電話番号 0120-555-704 (フリーダイヤル)

受付時間 午前9時から午後5時 (土日・祝日等休業日を除く)

以上